電気の契約切り替えトラブルにご注意ください！

　一人暮らしのアパートに、大手電気会社を名乗る男性が来訪し「メーターの計り方が変わります。このアパートの方は皆さん手続きされました」と言われた。よく分からなかったが指示されるままに署名した。

　その後、「電気料金等のお知らせ」が届き、今まで契約していた大手電力会社から、別の会社との契約になっていたことに気が付いた。（10代　男性）

（アドバイス）

◆電気の切り替えについての相談が多く寄せられています。

契約したつもりはないのに別会社との契約に切り替わっていた等の相談が消費生活センターに寄せられています。

電力会社の勧誘を受けた際は、料金のみでなく、契約内容をよく確認したうえで契約しましょう。

◆大手電力会社をかたるケースもあります。

大手電力会社やその子会社をかたって勧誘するケースもみられます。

勧誘してきた会社と新たに契約する会社に社名や問い合わせ先をよく確認しましょう。

また、「アパート全体で切り替える」と言われても、うのみにせず、貸主、不動産会社等に確認してください。

◆不安や疑問を感じたら相談しましょう。

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）
福岡市　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）
北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可 ※第３土曜日は１３：００まで）

＊消費者ホットライン　TEL（局番なし）１８８（いやや！）
（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報　第４１号　２０２０年４月
事例提供：北九州市立消費生活センター　　発行：福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」